

山武市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「令」という。）及び山武市景観条例（平成27年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「工作物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）
- (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁
- (6) 土地に自立して設置する太陽光による再生可能エネルギー発電設備（以下「太陽光発電設備」という。）

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(事前協議書)

第3条 条例第9条の規定による事前協議をしようとする者は、山武市景観計画区域内行為事前協議書（別記第1号様式）に第5条第2項各号に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

2 条例第9条第2項の規定にかかわらず、市長は、前項に規定する図書の添付が必要ないと認めるときは、これを省略させることができる。

(届出対象行為)

第4条 条例第12条に規定する規則で定める規模は、別表の左欄に掲げる届出対象行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出対象規模とする。

(届出書等)

第5条 法第16条第1項の規定による届出は、山武市景観計画区域内行為届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

2 条例第11条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 当該行為を行う土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の周辺の状況を示す写真
- (3) 建築物又は工作物の色彩が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの
- (4) 設計図、造成計画図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (5) 堆積物の配置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書の添付が必要ないと認めるときは、これを省略させることができる。

(変更の届出書)

第6条 法第16条第2項の規定による届出及び工期の変更に係る届出は、山武市景観計画区域内行為変更届出書（別記第3号様式）に前条第1項に規定する届出書に添えた図書のうち変更に係るものを添えて行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第7条 法第16条第5項の規定による通知は、山武市景観計画区域内行為通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 法第16条第5項の通知に係る事項を変更しようとするときは、山武市景観計画区域内行為変更通知書（別記第5号様式）によりその旨を市長に通知するものとする。

3 法第16条第5項の通知に係る行為が完了し、又は中止したときは、山武市景観計画区域内行為完了・中止通知書（別記第6号様式）によりその旨を市長に通知するものとする。

(勧告)

第8条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（別記第7号様式）により行うものとする。

(命令)

第9条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（別記第8号様式）により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（別記第9号様式）により行うものとする。

(期間の延長)

第10条 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（公表の方法）

第11条 条例第15条の規定による公表は、勧告又は命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）並びに勧告又は命令の内容その他市長が必要と認める事項について、山武市公告式条例（平成18年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示、広報さんむ及び本市ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

（行為の完了等の届出）

第12条 条例第16条の規定による届出は、山武市景観計画区域内行為完了・中止届出書（別記第11号様式）により行うものとする。

（身分証明書）

第13条 法第17条第8項及び法第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第12号様式）とする。

（景観重要建造物等の指定の提案）

第14条 令第7条第1項及び令第12条第1項の規定による提案書は、山武市景観重要建造物等指定提案書（別記第13号様式）とする。

（景観重要建造物等の指定の通知等）

第15条 法第21条第1項及び法第30条第1項の規定による通知は、山武市景観重要建造物等指定通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

2 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、山武市景観重要建造物等指定解除通知書（別記第15号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の指定の告示）

第16条 条例第17条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 指定番号及び指定年月日
- （2） 建造物にあってはその名称、樹木にあってはその樹種
- （3） 所在地

（標識の設置）

第17条 条例第17条第4項の規定する標識には、前条各号に掲げる事項を記載ものとする。

2 標識は、景観重要建造物等の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、容易に確認出来る位置に設置するものとする。

（景観重要建造物等の現状変更）

第18条 令第9条第1項及び令第14条第1項に規定する申請書は、山武市景観重要建造物

等現状変更許可申請書（別記第16号様式）とする。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、山武市景観重要建造物等現状変更許可・不許可決定通知書（別記第17号様式）により申請者に通知するものとする。

（景観重要建造物等の指定解除の告示）

第19条 条例第17条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 第16条各号に掲げる事項
- （2） 指定解除の理由
- （3） 指定解除年月日

（景観まちづくり市民団体の認定要件）

第20条 条例第19条第1項に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- （1） 良好な景観形成の推進に資する活動を行うものであること。
- （2） その活動がその所有権その他財産権を不当に制限するものでないこと。
- （3） その活動が専ら営利を目的とする活動でないこと。

（景観まちづくり市民団体の認定申請）

第21条 条例第19条第2項の規定による申請は、山武市景観まちづくり市民団体認定申請書（別記第18号様式）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- （1） 団体規約
- （2） 活動の区域を示す図面
- （3） 役員及び構成員の名簿
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項第1号の団体規約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 名称
- （2） 活動目的及び活動内容
- （3） 事務所の所在地
- （4） 役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- （5） 構成員に関する事項
- （6） 会議に関する事項
- （7） 会計に関する事項

（景観まちづくり市民団体の認定通知）

第22条 市長は、条例第19条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、山武市景観まちづくり市民団体認定・不認定通知書（別記第19号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

(景観まちづくり市民団体の変更の届出)

第23条 景観まちづくり市民団体の代表者は、当該景観まちづくり市民団体の規約その他の事項について変更があったときは、速やかに山武市景観まちづくり市民団体規約等変更届出書（別記第20号様式）により市長に届け出なければならない。

(景観まちづくり市民団体の認定の取消し)

第24条 市長は、条例第19条第4項の規定により景観まちづくり市民団体認定を取り消したときは、山武市景観まちづくり市民団体認定取消通知書（別記第21号様式）により当該取消しに係る団体の代表者に通知するものとする。

(景観まちづくり推進地区の認定等)

第25条 条例第21条第2項の規定による提案は、山武市景観まちづくり推進地区提案書（別記第22号様式）に景観まちづくり推進地区計画の素案を添付して行うものとする。

2 前項に規定する景観まちづくり推進地区計画の素案の対象となる地区の要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

(1) 景観まちづくり推進地区の素案の対象となる地区の規模が、0.1ヘクタール以上であること。

(2) 景観まちづくり推進地区の素案の対象となる地区の区域内の土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者の3分の2以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上になる場合に限る。）を得ていること。

3 市長は、条例第21条第2項の規定による提案があったときは、その内容を審査し、景観計画の変更の可否を決定し、山武市景観まちづくり推進地区指定・不指定通知書（別記第23号様式）により当該提案をした団体に通知するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第26条 条例第22条第1項に規定する山武市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の職務)

第27条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 景観計画の策定又は変更に関する事。
- (2) 条例第14条の規定による勧告又は命令に関する事。
- (3) 条例第15条の規定による公表に関する事。
- (4) 景観重要建造物等の指定及び解除に関する事。
- (5) 景観まちづくり市民団体の認定に関する事。
- (6) 景観まちづくり推進地区の指定並びにその変更及び解除に関する事。
- (7) 景観表彰に関する事。
- (8) その他良好な景観形成に係る事項に関する事。

(会議)

第28条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(審議会の運営)

第30条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(景観アドバイザー)

第31条 条例第24条第1項に規定する景観アドバイザーは、都市計画、建築、造園、土木、造形又は色彩に関して専門知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱するものとする。

(景観アドバイザーの職務)

第32条 景観アドバイザーは、次に掲げる事項に関し、良好な景観形成の見地から情報の提供及び専門的な助言を行うものとする。

- (1) 条例第10条第2項に規定する助言
 - (2) 公共事業等の景観形成に関する事項
 - (3) 景観まちづくり市民団体への技術的援助
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 景観アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他の者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月1日規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

届出対象行為		届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		次のいずれかに該当する建築物 (1) 高さ10mを超えるもの (2) 延床面積500㎡を超えるもの
工作物の新築、増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	太陽光発電設備以外のもの	高さ10mを超えるもの
	太陽光発電設備	敷地面積1,000㎡以上のもの
都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為		開発面積1,000㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積でその行為が1年を超えるもの		区域面積300㎡以上のもの及び堆積の高さが1.5mを超えるもの